

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

期 間
自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 10 年 3 月 3 1 日

根 室 市

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針 ～当面5年間（R6～R10）の考え方～

北海道根室市

本市の森林面積は17,671ヘクタールで、市の総面積の約35%を占めています。民有林は森林面積のおよそ63%を占めており、トドマツを主体とした人工林の面積は4,457ヘクタールで人工林率は約25%を占めています。

市では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。

このため、本市では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本市の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は3割（全国：3割）に留まっていることから、森林経営計画の作成の促進と計画的な森林の整備を進めます。

また、一部の整備が行き届かない森林の所有者に対しては、市や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけ、経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

2 人材育成・担い手確保

市内で北海道林業事業体に登録し、森林整備事業等を実施している事業者においては、新規就業者の確保が難しい状況にあります。

このため、地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、労働安全を推進し就業環境の改善支援、また持続的に森林整備を推進するための高機能性能林業機械等導入支援など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進めます。

3 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、市内林業事業者の協力の元、市内住民の理解促進を図るため、市有林を活用した森林環境教育や植樹活動のほか、地域材を活用した木育活動などを進めます。

4 実施体制

市内における森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させ、適正な森林施業の実施や保全を確保するために、森林総合監理士登録者等の有資格者と連携し実施体制を整えることと併せて、根室市林野振興対策協議会とともに林業の振興と生活環境の保全を図っていきます。